

相続登記のことは、 司法書士にご相談ください。

相続した不動産を守るには、登記が必要です。

「相続登記がされていないことの
通知」が届いたのですが、
この後、どうすれば良いでしょうか？

「相続登記がされていない
ことの通知」が届いたら、
司法書士相続登記相談
センターへご相談を。

お近くの司法書士相続登記相談センターにつながります。



司法書士
SINCE 1872



日本司法書士会連合会
公式キャラクター「しほ〜し」

予約受付フリーダイヤル



0120-13-7832

いさんのなやみに



平日午前10時から午後4時まで

司法書士は相続登記の専門家



日本司法書士会連合会

「相続登記がされていないことの通知」が届いた方へ。

<司法書士に相続登記を依頼する場合の流れについて>

1 法務局から「相続登記がされていないことの通知」を受領したら・・・

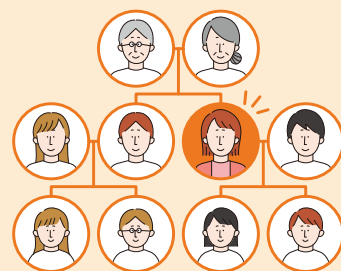
ぜひ、お近くの司法書士相続登記相談センター
0120-13-7832で相談予約を。



YouTube ----->
「長期間相続登記等がされていないことの通知が届いたら」



依頼を受けた司法書士は、
「相続登記がされていないことの通知」を
お預かりして管轄の法務局へ行き、依頼者の代理人として
「法定相続人情報」を閲覧し、相続関係を確認します。



2 相続人全員による遺産分割協議が成立したら・・・

司法書士は、相続登記手続を支援します。



3 相続登記申請に必要な書類が整ったら・・・

司法書士は、依頼者の代理人として法務局に
相続登記を申請し、登記の完了後、法務局から交付された
登記識別情報等の書類をお渡しします。



※ 相続登記は令和6年4月1日より義務化されましたので、新しい制度についてもご相談ください。

※ 「相続登記がされていないことの通知」が届いた土地については戸籍謄本等を取得する作業が既に終了していますので、
原則として、改めて戸籍謄本等の取得をする必要がありません。ぜひ、相続登記手続をご検討ください。

※ 令和7年4月21日より、所有権の保存・移転等の登記の申請の際には、登記官の職権による住所等変更登記(スマート変更登記)を実現するため氏名の振り仮名や生年月日、メールアドレスについても申請書に記載することが必要となりましたので情報の提供にご協力ください。